

ブラジル国派遣研修事業実施要綱

昭和 57 年 5 月 4 日

担い手農地対策課

1 趣 旨

近代的農業の確立と新しい農村社会の創造に貢献する優れた農業後継者を育成することは、極めて緊急な課題である。この課題を達成するためには、農業青年に対し海外における農業の実践的知識技術の修得と国際的視野を広めさせ、新しい農業の振興にとりくむ意欲と誇りを持たせることが重要である。

このため、本県農業青年をブラジル連邦共和国（以下「ブラジル国」という。）に派遣し、同国における実践的研修を中心にブラジル国農業青年等との交歓、交流及び視察見学等を通じて農業に対する自信を喚起し、併せて国際感覚を培うとともに、日伯両国の友好親善に資する。

2 実施主体

宮崎県（以下「県」という。）

3 受入団体

ブラジル宮崎県人会（以下「県人会」という。）

4 協力機関

宮崎県国際農友会、独立行政法人国際協力機構

5 派遣期間

1 カ月程度

6 派遣人員

若干名

7 研修の資格

次に掲げる資格要件を備えた者であること。

- (1) 宮崎県在住
- (2) 現在、農業経営に従事している者、農業法人等に勤務している者又は将来農業に従事することが見込まれる者で、基礎的な農業知識や一定程度の農業経験を有し、帰国後、実践活動に大きな期待をもてる者
- (3) 年齢がおおむね満 19 歳から満 28 歳までの者
- (4) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有する者
- (5) 健康で継続的農業労働に耐えることのできる体力と精神力を有する者
- (6) 性格が明朗で、指導性、協調性及び自主性があり、たくましい実践力を有する者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
- (8) その他知事が適当と認める者

8 募 集

別に定める宮崎県農業青年ブラジル国派遣研修生募集要領による。

9 研修生の決定

県において書面審査等による選考を行い、知事が決定する。

10 講 習

県は必要に応じ、研修予定者を対象として、渡航前にこの事業の趣旨と内容を理解し、研修生としての心構えを確立させると同時に、ブラジル国における農業研修

及び生活に必要な基礎的知識を修得させるための講習を実施する。

講習の時期、場所、内容については別に定める。

11 派遣及び帰国の時期

派遣及び帰国の時期は、県が県人会と協議のうえ決定し、県の定める派遣計画によるものとする。

12 現地における農作業実習及び研修視察

(1) 研修生は、県人会が県と協議のうえ、県人会員の中から選定した引受農場に配属され、その農場の農作業に従事しブラジル国の農業を体験する。

(2) 研修効果を一層高めるため、県人会の協力を得てブラジル国農業青年等との交歓、交流及び視察見学等を実施する。

13 中途帰国

疾病、その他やむを得ない理由がある場合、又は研修を継続させることが不適当と知事が認めた者については、県は県人会と協議のうえ、その研修生を中途帰国させることができるものとする。

14 経 費

本事業に係る経費の負担は、次のとおりとする。

(1) 県が負担する経費

ア 研修生の渡航（往復）に要する経費のうち予算で定める額

イ 研修の派遣前指導に要する経費

ただし、食費、宿泊費、陸上交通費は除く。

ウ ブラジル国の指定地と配属農場間との往復交通に要する経費

エ 研修生の農作業実習期間中の食費及び宿泊費

オ 視察見学に要する経費

(2) 県人会が負担する経費

ア 研修生とブラジル国農業青年等との交歓交流に要する経費

15 研修生の派遣に関する協定

当該事業実施のため、県は県人会との間に研修生派遣に関する業務委託契約書を締結するものとする。

16 研修生の報告義務

研修生は、帰国後 1 カ月以内に研修の報告書を県に提出するものとする。

17 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、農政水産部が商工観光労働部と協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年9月14日から施行する。